

熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正について

熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和 45 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (9) 滞在快適性等向上区域 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 2 項第 5 号の滞在快適性等向上区域をいう。
- (10) 集約駐車施設 都市再生特別措置法第 46 条第 1 項第 3 号ハの集約駐車施設をいう。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 滞在快適性等向上区域における第 1 項の規定の適用については、第 6 条第 2 項の規定により附置する車椅子利用者のための駐車施設を除き、第 1 項中「その建築物又はその建築物の敷地内」とあるのは、「その建築物若しくはその建築物の敷地内又はその建築物の敷地からおおむね 500 メートル以内にある集約駐車施設内」とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（荷さばきのための駐車施設の附置）

第 3 条の 2 駐車場整備地区内において、特定用途のうち百貨店その他の店舗又は事

務所の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超える建築物を新築し、又は当該規模となる増築をし、若しくは当該規模のものについて増築しようとする者は、第1号又は第2号に掲げる用途に供する部分の床面積をそれぞれ当該各号に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（当該合計した数値に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数値）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(1) 百貨店その他の店舗 3,000平方メートル

(2) 事務所 8,000平方メートル

2 前項の規定にかかわらず、事務所の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物にあつては、次の各号に掲げる事務所の用途に供する部分の床面積の区分に応じそれぞれ当該各号に定める数値を合計した数値に10,000を加えた数値を当該事務所の床面積とみなして、同項の規定を適用する。

(1) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の部分の床面積 当該床面積に0.7を乗じて得た数値

(2) 50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の部分の床面積 当該床面積に0.6を乗じて得た数値

(3) 100,000平方メートルを超える部分の床面積 当該床面積に0.5を乗じて得た数値

3 第1項の規定にかかわらず、延べ面積が6,000平方メートルに満たない建築物にあつては、同項の合計した数値（同項に規定する端数処理を行う前のもの）に次の式により算出して得た数値を乗じて得た数値（当該乗じて得た数値に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数値）を同項の合計した数値とみなして、同項の規定を適用する。

$$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{\text{建築物の延べ面積}}$$

4 前3項の規定にかかわらず、共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置によりこの条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効果があると市長が認める場合における当該台数については、市長が

別に定める台数以上とすることができる。

- 5 前各項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

第4条に次の2項を加える。

- 2 滞在快適性等向上区域における前項の規定の適用については、第6条第2項の規定により附置する車椅子利用者のための駐車施設を除き、前項中「その建築物又はその建築物の敷地内」とあるのは、「その建築物若しくはその建築物の敷地内又はその建築物の敷地からおおむね500メートル以内にある集約駐車施設内」とする。
- 3 前条の規定は、駐車場整備地区内において、用途変更により、特定用途のうち百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えることとなる大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者について準用する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 建築物の敷地が滞在快適性等向上区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該区域内にあるときに限り、当該区域内に当該建築物の敷地があるものとみなして前3条の規定を適用する。

第6条第1項中「2.5メートル」を「2.3メートル」に、「6メートル」を「5メートル」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項及び第2項」に、「適用しない」を「、適用しない」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の駐車施設（特定部分を有する建築物の駐車施設に限る。）の駐車のために供する部分のうち1台以上は、同項の規定にかかわらず、車椅子利用者のための駐車施設として、駐車台数1台につき幅3.5メートル以上、奥行5メートル以上としなければならない。ただし、車椅子利用者のための駐車施設を2台以上隣接して設ける場合であって、当該隣接する2台の車椅子利用者のための駐車施設の間に幅1メートル以上の共用の乗降部分を設けるときは、当該乗降部分に隣接する車椅子利用者のための駐車施設の幅を1台につき2.5メートル以上とすることができる。
- 3 第3条の2の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、有効高3メー

ル以上とし、自動車が有効に駐車し、かつ、出入りできるものでなければならない。

第7条中「及び第4条の規定により」を「から第4条までの規定により」に改め、「者」の次に「(滞在快適性等向上区域においては、集約駐車施設に駐車施設を附置することができる者を除く。)」を加え、「、第3条及び第4条」を「、これら」に、「200メートル以内」を「500メートル以内(荷さばきのための駐車施設及び車椅子利用者のための駐車施設にあっては、おおむね50メートル以内)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(公共交通の利用促進に係る特例)

第7条の2 第3条及び第4条(第3項を除く。)の規定により駐車施設を附置しなければならない建築物の所有者又は管理者が、当該建築物の利用者に対し公共交通機関の利用促進に資する措置(以下「公共交通利用促進措置」という。)を講じた場合は、規則で定めるところにより、これらの規定により当該建築物に附置しなければならない駐車施設(車椅子利用者のための駐車施設を除く。)の台数を減ずることができる。

2 前項の規定により駐車施設の台数を減じようとする建築物の所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置に関する計画(以下「公共交通利用促進計画」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた公共交通利用促進計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の承認を受けた所有者又は管理者が公共交通利用促進措置を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第2項の承認を受けた所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について市長に報告しなければならない。

5 市長は、第2項の承認を受けた所有者又は管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 当該承認を受けた公共交通利用促進計画に定める公共交通利用促進措置の全部又は一部を講じないとき。

(2) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 第3項の規定により廃止の届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された建築物の所有者又は管理者は、第3条及び第4条の規定に適合するように当該建築物に駐車施設を附置しなければならない。

第8条の見出し中「適用除外」の次に「及び地区又は地域の変更に伴う特例」を加え、同条第1項及び第2項中「及び第4条」を「から第4条まで」に改め、同条第3項を削り、同条に次の2項を加える。

3 この条例の施行後、新たに滞在快適性等向上区域に指定された区域内において、当該指定の日の翌日から起算して6月を経過する日までに建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者に対する第7条の規定の適用については、同条中「附置すべき者（滞在快適性等向上区域においては、集約駐車施設に駐車施設を附置することができる者を除く。）」とあるのは、「附置すべき者」とする。

4 第3条第3項又は第4条第2項の規定により集約駐車施設内に駐車施設を附置した場合において、当該駐車施設に係る建築物の敷地が滞在快適性等向上区域でなくなったときは、その時点において既に当該集約駐車施設内に附置されていた駐車施設については、第6条第1項の規定に適合するものに限り、第3条又は第4条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

第9条中「、第4条」を「から第4条まで」に改め、「構造等」の次に「その他必要な事項」を加え、「また」を「、」に改める。

第11条第1項中「立入り」を「立ち入り」に改める。

第12条第1項中「、第4条」を「から第4条まで」に、「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「措置命令書」を「書面」に、「とし、その様式は規則で定める」を「とする」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第3条関係）」に改め、同表3の項中「（延べ面積が2,000平方メートルを超えている建築物について増築する場合にあっては、その増築に係る部分）」を削り、「300平方メートル」を「600平方メートル」に改め、「（延べ面積が3,000平方メートルを超えている建築物について増築する場合にあっては、その増築に係る部分）」を削り、「450平方メートル」を「900平方メートル」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第4条関係）」に改め、同表2の項中「（特定部分の延べ面積が2,000平方メートルを超えている建築物について、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加する場合にあっては、その増加する部分）」を削り、「300平方メートル」を「600平方メートル」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の2並びに第6条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者について適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者については、なお従前の例による。

(現に滞在快適性等向上区域に指定されている区域に関する特例)

- 3 この条例の施行の日において、現に滞在快適性等向上区域に指定されている区域における新条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「当該指定の日の翌日から起算して6月を経過する日まで」とあるのは、「令和4年10月1日又は当該指定の日から起算して6月を経過する日のいずれか遅い日まで」とする。

(提出理由)

駐車場整備地区における駐車施設の台数の基準の緩和、滞在快適性等向上区域における駐車施設の位置の基準の緩和及び駐車施設的环境整備の推進等を行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。